

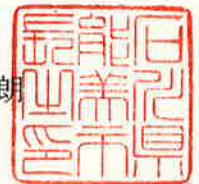


能美市告示第121号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から所在地変更の届け出があったため、同条第4項及び能美市財務規則(平成17年能美市規則第32号)第51条の2第2項の規定に基づき告示します。

令和6年9月3日

能美市長 井出 敏朗



(1) 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社 NTT データ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号

(2) 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

電子申請システムを利用した各種行政手続に関する手数料

(3) 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで